

ETC カード会員規約新旧対照表（変更の条項のみ抜粋）

現行	改定後
<p><b>第2条(カードの貸与・有効期限等)</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. ETC 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p><b>第2条(カードの貸与・有効期限・<u>管理責任</u>等)</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. ETC 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。<u>万が一他人に貸与したり、車庫内に放置する等により第三者による不正使用があった場合、ETC 会員本人が支払責任を負うものとします。</u></p> <p>3. (略)</p>
<p><b>第6条（解約および会員資格の取消等）</b></p> <p>1. ETC 会員の都合により解約するときは、当社所定の方法で届出を行い、同時に ETC カードを返却するものとします。</p> <p>2. ～4. (略)</p>	<p><b>第6条（解約および会員資格の取消等）</b></p> <p>1. ETC 会員の都合により解約するときは、当社所定の方法で届出を行い、同時に ETC カードを返却<u>または、切り込みを入れる等利用できない状態にして破棄</u>するものとします。</p> <p>2. ～4. (略)</p>
<p><b>第9条（規約の変更）</b></p> <p>本規約を変更する場合は、当社は予め ETC 会員に変更事項を通知するものとします。なお、通知書到着後 ETC 会員が ETC カードを使用したときは、ETC 会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。</p>	<p><b>第9条（規約の変更）</b></p> <p><u>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、民法の定めに基づき、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で ETC 会員に周知したうえで、ETC 会員と個別に合意することなく、本規約を変更することができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 変更の内容が ETC 会員の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>2. 当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により ETC 会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に ETC 会員が本規約に係る取引を行ったときは、ETC 会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。</u></p>

以上